

世帯に係る土地基本統計について

土地基本調査の体系

世帯に係る土地基本統計

平成5年に「土地基本調査世帯調査」（承認統計）として第1回目を実施。平成10年からは「住宅・土地統計調査」の調査票情報を二次的に利用して集計

法人土地基本調査

平成5年から指定統計調査として実施（現在は基幹統計調査）

法人建物調査

平成10年から承認統計として実施（現在は一般統計調査）

※ 結果の利活用を踏まえた土地に関する各種行政記録等の活用の可能性を検討

統計の目的

我が国の世帯における土地の所有状況及び利用状況等に関する実態を調査し、全国及び地域別に明らかにすることにより、土地関係諸施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。

課題

1. 利活用状況

近年、外資系企業等が投資目的により土地を所有するなど、バブル崩壊から約20年が経過し、土地の所有・利用状況等が大きく変化。それらに伴い土地の所有・利用状況等に関するデータ利用ニーズが増加

2. 結果精度

世帯が所有する土地の面積が平成15年から20年にかけて10%以上の大幅減少（過小推計の可能性あり。）

検討の観点

土地に関する結果の利活用状況、結果精度、記入者負担等を踏まえた調査事項や調査方法の在り方を検討